

議案第52号

専決処分の承認を求めることについて  
(平成29年度二宮町一般会計補正予算(第4号))

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成29年12月1日提出

二宮町長 村田 邦子

29専第2号

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年度二宮町一般会計補正予算（第4号）（別紙のとおり）

平成29年9月28日

二宮町長 村田 邦子

理 由

平成29年9月28日に衆議院が解散したことに伴い、補正予算を編成し、執行する必要が生じたが、急を要し議会を招集する時間的余裕がないため。

平成29年度二宮町一般会計補正予算（第4号）

平成29年度二宮町の一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。  
（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17,203千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,174,848千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月28日提出

二宮町長 村田 邦子

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 県支出金		510,079	17,203	527,282
	3 委託金	45,877	17,203	63,080
歳入合計		8,157,645	17,203	8,174,848

2 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,508,130	17,203	1,525,333
	4 選挙費	18,417	17,203	35,620
歳出合計		8,157,645	17,203	8,174,848